

個別学力検査におけるスピーキングテストの導入

廣江 顕

長崎大学言語教育研究センター

Toward the Introduction of a Speaking Test in the Second-stage Examination

Akira HIROE

Center for Language Studies, Nagasaki University

Abstract

The aim of this paper is to propose a speaking test in university second-stage exams on the following two conditions: The speaking test should be conducted if the speaking ability the test measures is requested by the university English education to reach a certain level, and if it is properly based on Course of Study (2018). I will then point out that non-governmental tests—e.g. *Eiken* or IELTS—and ESAT-J (English Speaking Achievement Test for Junior High School Students) face challenges in certain respects, discussing what speaking tests in the second-stage exams should be and how they should be conducted, which solve the aforementioned problems. One such attempt is made possible by the *GIGA* (Global and Innovation Gateway for All) circumstances.

Key Words : speaking test, Course of Study, second-stage exam, university English education

1. はじめに

本論の目的は、大学入試の個別学力検査における「外国語」、その大部分を占める、いわゆる英語の「二次試験」を取り上げ、「異なる校種の学びの接続」（「中央教育審議会答申」（2016））という観点から、小学校から高等学校までの学校英語教育で養成される、スピーキング力の一端を測るテストを、二次試験で課すことを条件付きで提案することである。また、そのためには、以下の2点の解決を図ることを指摘したい。ひとつは、これまでの「民間試験」、「東京都英語スピーキングテスト」等で指摘されてきた運営上・実施上の問題点を明らかにすることである。もうひとつは、そうした問題点を解決し、一斉にスピーキング力を測定する二次試験の（一部の）あり方を提案し、その試験形式がようやく実施することが可能な段階にきていることを示したい。

大学の二次試験で課される問題の形式、出題傾向また難易度は、大学を志望する高校生等へのメッセージであることは言うまでもない。言い換えれば、『学習指導要領』で定められた範囲・内容で、当該大学で学ぶ前に、つけておいてもらいたいと大学が要請する一定の学力水準である。あまり意識されることはないが、学習していない内容やレベルの問題を出題することは、ふつうはほとんどなく、高等学校における『学習指導要領』に依っているのが原則である。そのことは、『学習指導要領』で定められている各教科の出題範囲を、『入試要項』で周知を図っておくことが求められていることから分かる。

高等学校では、令和4年度から実施される新しい『学習指導要領』では、外国語の場合、以下のように謳ってある。

- (1) 外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る
(文部科学省(2018))

つまり、言語活動を通して、4技能及びそれらの技能を統合することが求められており、高等学校ではそうした統合技能が涵養・育成されていることが期待されている。そうだとすると、大学入試においては、「大学入学共通テスト」及び二次試験で、高等学校で培ったその4技能及びその統合技能の達成度を、各大学は正しく評価すべきであろう。

さらに、小学校・中学校・高等学校を通して、(令和4年度から実施される高等学校の新しい『学習指導要領』も含めて)『学習指導要領』で一貫して求められているのは、「指導と評価の一体化」である。具体的に言えば、授業で教えてないことは評価の対象としてはいけないことになっており、授業で教えている、指導していることは、何らかの形で逆に評価しないとイケないわけである。

評価そのものにしても、これまでの総括的評価(いわゆる中間・期末テストのようなペーパーテスト)だけで行うのではなく、途中のプロセスを重要視する形成的評価を行うこともまた重要な評価方法として求められている。例えば、単元単位、学期単位、さらには年度単位で設定した教育目標を常に参照しながら、個々の生徒がどの程度達成しているかを途中の段階でチェックしつつ、教師が自分の指導法等の改善を図ることが大切である。

英語教育の場合、形成的評価のなかで代表的なもののひとつと考えられているのが「パフォーマンス評価(performance assessment: PA)」と呼ばれるものである。PAでは、評価者(rater)がCan-Doリストの形で設定した目標をどの程度達成しているかを、Can-Doリストにもとづいた「スコアリング・ルーブリック(scoring rubric)」という評価基準を用いて、被評価者のパフォーマンスを評価するものである。文部科学省は、PAを積極的に推奨している(文部科学省(2014))。

ところが、「大学入学共通テスト」ではリスニン

グ力とリーディング力の2技能、(推薦入試やAO入試を除いて)二次試験ではすべての大学ではないとしても、リーディング力とライティング力の2技能しか測っていないのが現状であり、スピーキング力にいたっては、実際には断念されたが、実用英語技能検定、IELTSといった外部検定試験にその評価が丸投げされようとしてきた。

スピーキング力の育成は、2年間の試行期間を経て令和2年度から完全実施された、小学校での教科としての「外国語」から、その育成が明確に位置づけられている。近年では、小中の連携という観点から、授業の相互参観、授業研究会等の実施、それに独自カリキュラムの作成といったことが要請されており、都道府県単位での実施状況も報告されている。そうした連携を行う取り組みで、小学校におけるスピーキングを中心とした(ように見える)授業を、中学校での学びに如何にして円滑に接続していくかが問われている。

中学校の授業においても、(聞かせることは言うまでもないとして)まずは生徒に発話させてみるという指導が中心となっている。高等学校においても、(現行『学習指導要領』のもとでは)「コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ」といった授業では、中学校より発展的な内容にはなっているものの、ほぼ同様の授業形態を取っているところが極めて多いのも事実である。

以上を踏まえると、小中高と一貫して育成してきているスピーキング力を測るテストを、大学入試の二次試験で課すのは大学の責務であるばかりでなく、これまで培ってきた技能にかけてきた時間と努力、またその達成度を可能な限り正しく評価することが求められていると言ってよいであろう。

本論の構成は、以下の通りである。第2節で、英語力、とりわけスピーキング力(の一部)を測ることを想定して導入の検討が行われ、最終的には断念するに至った民間試験について、これまで指摘されてきた問題点の一部を改めて見直し、令和4年度から実施される高等学校の『学習指導要領』との整合性を中心に議論するものとする。第3節では、「東京都英語スピーキングテスト」を取り上げ、そこで生じた問題点等を考察する。第4節では、大学の二次試験でスピーキング力を測るテス

トを課すことを想定し、その問題形式を含めた実施方法を提案したい。また、そうしたスピーキングテストを実現にこぎつけられる教育状況になったことを示すものとする。第5節は、結語である。

2. 民間試験

民間試験として、文部科学省に認定されているものには、以下のようなものがあった。

(2) 実用英語技能検定、GTEC CBT、TEAP CBT、IELTS、TOEFL、TOEIC、ケンブリッジ英語検定

(2)で挙げられているような民間試験が見送りになった理由について、詳細にはここで取り上げないが、本論のトピックと関係がある「適切性」と「公平性」というキーワードに絞って議論することとする。

まず、「適切性」という観点から民間試験を考察してみることにする。(2)で見た民間試験のスコアで、受験者が自分の英語力がどの程度のレベルにあるかが分かる CEFR という指標がある。CEFR というのは、「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment)」のことで、英語を含む外国語の運用能力を、同一の基準で測ることができる国際的指標として認知されているものである。

文部科学省は、中学校と高等学校における学校英語教育では、中学校では A1 レベル (英検 3 級程度)、高等学校では A2~B1 レベル (英検準 2 級~2 級程度)、にそれぞれ生徒の 50% が卒業時に到達していることを目標としている。では、各都道府県教育委員会 (教育委員会レベルでの所管は、義務教育課と高校教育課) がその割合を毎年どうやって判定し、文部科学省に報告しているのだろうか。

英語教育に重点を置いている地域では、県や市町村単位で全額 (あるいは一部) 補助を行うことで、例えば、英検 3 級の受験を中学校単位で促しているところもあるが、すべての中学校や高等学校の生徒に等しく受験させることは、予算措置上、現実的には厳しいと言えよう。

そこで、一例として、長崎県では毎年、県内す

べての公立中学校の 3 年生に、『学習指導要領』にもとづいた「長崎県学力検査」というテストを課しており、その検査問題を CEFR の観点から分析を行い、A1 レベルでは少なくとも何問正答しておかなければいけないか、という独自の指標を長崎県教育委員会が作成している。県内すべての公立中学校から、当該指標に照らし合わせて、該当する生徒数を報告してもらい、A1 レベルに到達していると考えられる生徒数の県全体の割合を算出している。¹

しかしながら、民間試験には極めて大きな問題がある。この問題を考察するにあたり、大津・他 (2013)、鳥飼 (2018, 2020, 2021) における議論が大変参考になる。例えば、鳥飼 (2018) では、すでに次のような指摘がなされていた。それは、テストというものにはそもそも二種類あり、「目標基準準拠テスト」(criterion-referenced test) という個々の受験者が目標に対して達成した学習を測定するテストと、「集団基準準拠テスト」(norm-referenced test) という、受験者の能力を集団の中の他の受験者と相対的数値を使って比較するテストに分けられる。前者は、受験者にとって、テスト内容と学習した内容が関連しているもので、高等学校の中間・期末テスト、あるいは「大学入試共通テスト」がその範疇にあたる。一方、後者のテストは、高等学校の『学習指導要領』とは無関係なもので、言わば民間試験がそれにあたる。

鳥飼 (2018) の指摘を踏まえれば、結局、民間試験は、高等学校が責任を持って指導を行い、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「主体的な学び」の三つの評価観点において、その成果を挙げようとしている取り組みとはかなりの距離があるということになる。そう考えると、長崎県の公立中学校すべての 3 年生が受験し、『学習指導要領』にもとづいた問題形式・内容を出題する、上述した「長崎県学力検査」のような到達度テストこそが、最も望ましいテストであり、「大学入試共通テスト」と並列に民間試験を位置づけるのは無理があるということになる。

これまで、民間試験を高等学校という視点から考察してきたが、大学側から見ればどうであろうか。大学では、それぞれの大学全体として、ある

いは学部・学科単位で民間試験の受験を勧めている大学も多く、教養教育段階での英語力を示す指標として活用している大学も少なくない。さらに、英語科目を履修させる際に、入学後に受験した民間試験のスコアをもとに習熟度別のクラス分けを行っている大学もある。このように、入学後、海外での短期語学研修や中・長期留学等への挑戦に資するような目的で、民間試験を入学前に利用する選択肢が大学にはあるだろう。^{3,4}

次に、「公平性」という観点から民間試験を考察してみよう。まず、「公平」というからには、どういふ点が公平でなければいけないかということが問われる。受験の機会均等という点については、すでに数多くの論考があり、ここでは割愛するものとする。

本論で考察する「公平性」というのは、評価、つまり、採点の公平性を担保することである（大津(2019)）。民間試験のスピーキングテストでは、英検やIELTSのように、インタビュー形式で、評価者が、直接、被評価者に発問し観察することで評価（採点）を行っている。⁵しかしながら、こうした採点方法は、採点が主観的になりやすいという問題点を常に孕んでいる。

民間試験とは異なるものの、スピーキングテストの上位範疇と言える「パフォーマンス評価(performance assessment)」（廣江(2018)）を、筆者が学校現場で行った際（廣江・小笠原(2019)）、評価者のALTが非ALTの評価者より高いスコアをつける傾向に第一段階の評価結果にはあった。実施前に、そうした不公平が生じることは予想されていたため、実際の発話例をもとに、採点プロセスにおいて、協議する場をその都度設ける措置を行った。

そうした協議は、よく行われるもので、例えば、英語暗唱大会、英語スピーチコンテストにおける審査において、数人あるいは数組の発表が終わった後、最初から高すぎる評価を与えていないか、審査要領に即した審査を行っているかどうか、審査員が集まり確認し合う時間を設けている。

結局、採点の公平性というものは、審査する際に、明確な基準となるスコアリング・ルーブリックを作成し、判断が揺れるものに関してはその都度協

議を行い、採点には同じパフォーマンスに複数の採点者があたるということであろう。

3. 東京都英語スピーキングテスト

本節では、東京都の都立高校入試で行われる「英語スピーキングテスト」（以降、「ST」と表記）について論じるものとする。⁶ というのは、東京都におけるその試みが孕む問題点は、大学入試の二次試験でスピーキングテストを条件付きで行うことを提案する本論の主張に、いくつかの点で示唆を与えるものだからである。

STは、個別に実施する大学入試の二次試験より、はるかに大きな規模で実施することで話題となっている。令和3年12月27日には、「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の中止を求める会」により記者会見も行われた。

STの問題点は、以下の六つの点にはほぼ収まるものと考えられる（『朝日新聞 EduA』令和3年12月27日号）。

- (3) a. 採点する際の労力
- b. 評価が信頼に足りるものかどうか
- c. 授業への影響
- d. 情報が漏洩することへの不安
- e. 配点が妥当かどうか
- f. 経済格差

本論では、(3a)-(3f)の問題点を網羅的に考察することはせず、選択的に考察を行いたい。

まず、(3a)の問題は、受験者の総数、採点対象となるST問題のサイズ・内容によっても変わってくる。受験人数は、東京都の公立中学校3年生全員で、その全員が都立高校を受験しないにしても、試行された「確認テスト」では約8万人と推定されている。一方、問題のサイズは、全部で4問からなり、最後のPart Dの採点では、細かいすり合わせのための協議が行われる必要があるため、相当程度の労力がかかることが予想される。

大学入試の二次試験でスピーキングテストを行う場合、前節で主張したように、すべての学部・学科で一律に実施する必要は必ずしもなく、入学後の教育方針（一般教養教育、専門教育）に応じ

て、学部・学科（あるいはコース）単位で必要だと判断する度合い・配点で、二次試験で課せばよい。そう考えると、STのような規模にはならない。

ついでながら、(3e)の「配点が妥当かどうか」について、STの結果はA～Fの6段階で示され、それを20点満点に換算し、学力検査（700点満点）と調査書（300点満点）の合計1020点満点に組み入れるとしている。ただし、組み入れるのは「学力検査」ではなく、「調査書」の点に組み入れることには留意しておく必要がある。

STで最も憂慮されるのは、(3b)であろう。この点に関しては、上掲の記事（『朝日新聞 EduA』令和3年12月27日号）に、「都立高校入試へのスピーキングテスト導入の中止を求める会」の記者会見で、東京都教育委員会が公開しているプレテストの「音声」の採点基準に疑問が呈されたとある。

実際に、「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）令和3年度確認プレテスト①採点基準」の「音声」には、次のような記述がある（3点満点で、カッコ内は付与される点数）（下線は筆者）。

- (4) a. 「発音、語や句、文における強勢、イントネーションやリズムが、母語の影響を受けている場合があるが、概ね正しい。」（3点）
- b. 「発音、語や句、文における強勢、イントネーションやリズムが、母語の影響を強く受けている。」（2点）
- c. 「発音、語や句、文における強勢、イントネーションやリズムが、母語の影響を非常に強く受けている。」（1点）
- d. 「英語ではない、あるいは、英語として通じない。」（0点）

上記基準を公開しているサイトに「中学校学習指導要に基づく内容です」との記述があるものの、特別な環境に置かれている場合を除き、学習者が母語の影響を受けないということがありうるのかという議論はさておき、問題は『中学校学習指導要領』で発音に関して述べてある箇所に、発音と母語の関連に言及しているかどうかである。実際に見てみると、以下(5)で示す「英語の特徴や決まりに関する事項」が該当すると考えられる。

- (5) (ア) 現代の標準的な発音
 - (イ) 語と語の連結による音の変化
 - (ウ) 語や句、文における基本的な強勢
 - (エ) 文における基本的なイントネーション
 - (オ) 文における基本的な区切り

ところが、(5)をどう捉えても、(ア)～(オ)のどの事項からも導き出すのは、明らかに困難である。(5)で重要なのは、むしろ「多様な人々とのコミュニケーションが可能となる発音を身に付けさせること」であり、母語の影響を受けているか受けていないかではない。さらに、「日本語と英語の音声の特徴や違い」に気づかせることであろう。ちなみに、(4)の音声基準は、翌年の第2回プレテストでは破棄されている。

4. スピーキングテストの提案

第2節及び第3節で、民間試験、東京都スピーキングテストで浮き彫りになった問題について考察し、本論で想定する、大学の二次試験で課すことを提案する条件付きのスピーキングテストでは、そのような問題は生じないことを主張してきた。本節では、スピーキングテストの問題形式を含めた実施方法を二通り（対面形式とオンライン形式）提案したい。

スピーキングテストが課される受験生は、以下(6)で推奨されているPCを持参することが望ましい。

- (6) a. Windows 10以降のOSを搭載したPC
 - b. (6a)タイプのPCに標準装備されている「ボイスレコーダー」アプリを使用

(6)を前提にして、以下のように形で実施する。

<対面時>

- [1] 他の受験生の音声が入り込む可能性をできるだけ少なくするため、一定の間隔を空けて着席する。
- [2] 受験生のPCにインストールしてある「ボイスレコーダー」のアイコンをクリックし起動させておく。

[3] 問題冊子を一齐に配布し、設問に対して学生は 2 分間解答する内容を考え、[2]のマイクのアイコンをクリックし、解答の発話を 1 分間「ボイスレコーダー」に録音する。録音が終了したら、アイコンを再クリックして録音を終了する。

[4] 録音が終了したら、PC の My Document のフォルダに「ボイスレコーダー」というファイルが M4a という形式で作成される。⁹

[5] [4]で作成した音声ファイルを、PC の画面上で大学の所定のフォルダに入れる。

<オンライン時>

[1] ネット環境がある自宅の PC、または大学の教室から、試験問題がある大学のサイトへ学生がアクセスする。

[2] [1]以降は、対面時と同様のプロセスで行う。

(7) サンプル問題⁷

Nagasaki University Speaking Test 2022

Name (last, first)

Examinees ID #

The purpose of this speaking test is to find out how ready you are for studying in Nagasaki University English education. Please respond to the question below to the best of your ability.

Directions: Read the question below. You will have 15 seconds to prepare and 1 minute to respond. You may take notes during the preparation time.

Listen carefully to your teacher. He/she will tell you when to begin preparing ("begin preparing") and when to stop preparing ("stop preparing"). He/she will also tell you when to begin recording ("press record") and when to stop recording ("press stop").

Your response will be rated on the fluency and accuracy of your speech, as well as the way you organize your response and develop and support your ideas.

Question: Talk about an important day in your life and explain why it was important to you. Give details and examples to support your explanation.

Notes:

(7)で提案した二種類のスピーキングテストの方法は、ここ数年の「GIGA スクール構想」の実現に向けたプロセスで、実施可能なところまで来たと言ってよい。⁸とりわけ「1 人 1 台端末環境」の実現を急ピッチで進めてきた。ただ、「自治体レベルで端末導入のばらつき」があり⁹、自治体からの補助が一部に留まり、保護者に負担を求める現実も生じている。

では、そのような状況下では、本論が提案するスピーキングテストの実施は厳しいかという、必ずしもそうではない。その場合は、スピーキングテストを実施する大学が備えている CALL 教室や情報処理室にある端末を活用するか、大学が貸与すれば十分対応できるだろう。

採点する際には、必ず複数人の採点者を確保し、そのうち 1 人は得点の調整を図ればよい。採点者は、語学教育としての英語科目を担当する教員、つまり、専門家があたり。また、採点する際の評価基準であるスコアリング・ルーブリックは、当該スピーキングテストを課す学部・学科あるいは

コース単位で作成すればよい。具体的にどのようなスコアリング・ルーブリックが望ましいかについては、稿を改めて論じたい。

5. 結語

以上、本論では、大学入試で個別学力検査を行う際に、英語スピーキングテストを二つの条件付きで実施することを提案してきた。その条件は、ひとつはすべての学部・学科で行うのではなく、入学後の英語教育において、スピーキング力の涵養が他のスキルと同様、求められると判断する学部あるいは学科（またあるいはコース単位）で実施する。もうひとつは、スピーキングテスト問題が高校の『学習指導要領』に対応していることである。

スピーキングテストを入試で、しかもオンラインで実施することには、いくつかの課題を解決しなければならない。最も大きな課題として考えられるのは、不正行為を未然に防ぐことであろう。その点を考える場合に参考になるのが、2022年4月から実施される TOEFL ITP Speaking Test である。このテストでは、オンライン上での受験者の監視は、テストそのものとは別立ての、Zoom のようなクラウドコンピューティングサービスをこれまでは必要としたが、4月からは当該テストそのものにカメラ機能を持たせ、管理者がテスト中に受験者に注意を促し、場合によっては、テストの進行を止めることもできるようである。

学校教育で求められている「異なる校種の学びの接続」を円滑に、かつ有機的な形で行うには、日本の英語教育を全体的に俯瞰すれば、少なくとも大学の入り口までは射程に入れておく必要があるのではないだろうか。本論における個別学力検査におけるスピーキングテストの提案は、そうした接続を試みるひとつの手段として位置付けられるものと考えている。

注

- 注 1) その一方で、高等学校でそのような取り組みは、筆者が知る限り、これまでなさそうである。だからこそ、高校までの学習で培った英語運用力の達成度を、大学は入試で正しく測らなければならない。
- 注 2) 「三つのポリシー」というのは、「ディプロマポリシー(diploma policy)」、「カリキュラムポリシー(curriculum policy)」、「アドミッションポリシー(admission policy)」を指している。詳細は https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/attach/1365326.htm を参照。
- 注 3) 同様の指摘が渡部(2021)でなされている。
- 注 4) 海外語学研修及び中長期の留学を志す学生に対し、独立行政法人日本学生支援機構が支援する「JASSO 奨学金制度」でも、採択される基準として、民間試験における一定のスコアが課されている。
- 注 5) 2022年4月から実施される、TOEFL ITP のデジタル版(オンライン版)のオプションとしての「ITP Speaking Test」は、AIによる採点となるようである(サンプル問題が https://www.ets.org/s/toefl_itp/speaking/APWwebPage.html で公開されている)。
- 注 6) 本事業概要については、東京都教育委員会サイトにある次のページを参照:「東京都中学校英語スピーキングテスト事業について」(<https://bit.ly/3FxECe0>)。
- 注 7) 「GIGA スクール構想」については、文部科学省のサイト「GIGA スクール構想について」(https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_0001111.htm)を参照。
- 注 8) 本論で提案しているスピーキングテストと類似した設問パートがあるもので、2022年4月からオンライン版 TOEFL ITP Speaking Test が実施される(https://www.ets.org/s/toefl_itp/speaking/APWwebPage.html)。
- 注 9) 文部科学省(2022)「高等学校における1人1台端末の環境整備について(文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージ)」。
- 注 10) M4a は、一般的な音声形式のファイル。

参考文献

- 1) 「朝日新聞 EduA」(2019)、「都立高入試の英語スピーキングテスト 教員らが「導入反対」の記者会見」
(<https://www.asahi.com/edua/article/14511460?p=2>).
- 2) 大津由紀雄(2019)「都立高校入試での英語スピーキングテスト」, 大津研 vlog
(URL:https://oyukio.blogspot.com/2019/12/blog-post_17.html).
- 1) 大津由紀雄・江利川春雄・斉藤兆史・鳥飼玖美子(2013)『英語教育、迫り来る破綻』, ひつじ書房.
- 2) 鳥飼玖美子(2013)「大学入試改革について」, 英語教育シンポジウム, 長崎大学言語教育研究センター.
- 3) 鳥飼玖美子(2020)『10代と語る英語教育』, 辻伸幸・他編, 筑摩書房.
- 4) 鳥飼玖美子(2021)「英語教育政策に見る歴史の忘却と歪曲:大学入試改革を事例として」, 辻伸幸・他編, 筑摩書房.
- 5) 廣江顕(2018)「パフォーマンス評価とその意義」, 『長崎大学大学教育イノベーションセンター紀要(9)』, pp. 33-45.
- 6) 廣江顕・小笠原真司(2019)「小学校におけるパフォーマンス評価の可能性」, 『児童英語教育学会研究紀要(3)』, pp. 129-144.
- 7) 文部科学省(2014)「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会—論点整理—」.
- 8) 文部科学省(2016)「中央教育審議会答申」.
- 9) 文部科学省(2017)『中学校学習指導要領』.
- 10) 文部科学省(2018)『高等学校学習指導要領』.
- 11) 渡部良典(2021)「英語教育向上のための入試制度改善には何が必要か」, 『英語教育』, 大修館, pp. 24-25.